

志賀町議会基本条例 検証結果報告書

令和3年3月

志賀町議会 議会改革活性化特別委員会

1 はじめに

志賀町議会基本条例（以下「条例」という。）は、平成28年6月設置の議会改革調査特別委員会での協議を重ね、平成31年3月15日の本会議において可決、成立し、同日から施行されました。

この条例は、地方分権時代における二元代表民主制のもと、執行機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分に発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、議会機能の強化を図り、地方自治の更なる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、町民の負託に応じて行くことを決意し、制定されたものであり、議会が果たすべき基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりの発展に寄与することを目的としています。

この度、議会改革活性化特別委員会では、これまでの活動について条文の目的を達成しているかどうか議論を重ね、検証を行いましたので、ここにその結果を報告いたします。

2 検証の方法

検証は、議会改革活性化特別委員会において議長をオブザーバーとして、原則条文ごとに、PLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（検証）・ACTION（改善）のPDCAサイクルシートを基に行いました。評価については、A、B、C、Dの4段階とし、検証、評価が適さない場合や他の条文と内容が重複しているものは、対象外としました。

【評価の段階】

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| A：よくできている | ・・・ | 達成率8割以上 |
| B：できている | ・・・ | 達成率5割程度 |
| C：検討（努力）が必要 | ・・・ | 達成率3割以下 |
| D：殆どできていない | ・・・ | 取組なし |

評価対象外

条例検証の経過

年 月 日	協 議 内 容
令和2年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証方法、実施要領等について協議
令和2年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価、自由意見を各委員から聴取
令和2年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P D C A サイクルシートを基に検証することに決定
令和2年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第1条～第3条（5）について検証
令和2年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第4条（1）～第4条（4）について検証
令和2年9月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第5条（1）～第7条について検証
令和2年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条（2）～第8条（4）について検証
令和2年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第9条2～第10条（4）について検証
令和2年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会公開の在り方について協議
令和2年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第11条2～第13条3について検証
令和3年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第14条2～第17条2について検証
令和3年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方等について協議
令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証済みの全条例について確認、協議
令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果報告書（案）について協議
令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果報告書（案）について協議
令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告と公開の進め方について協議
令和3年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証後の課題改善における今後の取り組みについて協議
令和3年2月25日	<p>【全員協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証経緯、検証結果について説明
令和3年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証後の課題改善における今後の取り組みについて協議
令和3年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民への報告について協議
令和3年3月19日	<p>【本会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会改革活性化特別委員会委員長報告（中間報告）

3 検証結果と評価

(1) 検証結果

見出し	条項	①取組内容 ②問題点 ③改善策・今後の方向性	評価
目的	第1条		評価対象外
基本理念	第2条		評価対象外
議会の活動原則	第3条(1)		評価対象外
	第3条(2)	<p>①取組内容 なし</p> <p>②問題点 自由討議が全く行われていない。現在の日程では自由討議を行う時間的余裕がない。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員長へ自由討議を積極的に活用するよう促す。 ・自由討議が行われるような場を作り、慣例化する。 ・事前に町執行部と日程の調整や会議時間の調整を行い、自由討議の時間を確保する。 	D
	第3条(3)	<p>①取組内容 傍聴者への資料提供 (議事日程・一般質問要旨)</p> <p>②問題点 議案審議に用いる資料提供(閲覧含む)がない。HP等で事前の情報提供が必要。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者への資料提供の範囲について検討する。 ・HP等の情報提供について、掲載時期や内容を検討する。 	C
	第3条(4)	<p>①取組内容 議会だより、本会議TV中継・インターネット録画配信、本会議の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化</p> <p>②問題点 委員会のライブ中継、広報の号外、議会報告会が行われていない。議会中継や広報の視聴状況を把握し、検証する必要がある。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の原則公開について検討する。 ・議会中継や広報の視聴状況等に係る町民へのアンケート調査を実施する。 ・SNSにて情報発信を行う。 	C

	第3条 (5)	<p>①取組内容 なし (議会報告会は、コロナ禍により延期中)</p> <p>②問題点 改革意識について、議員間で温度差がある。 議会での雰囲気作りが重要。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会を早期に開催する。 ・「情報共有」「住民参画」「機能強化」につながる具体的な取り組みについて、それぞれ検討する。 	D
委員会の活動原則	第4条 (1)	<p>①取組内容 なし</p> <p>②問題点 委員会の公開を推進すべき。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の原則公開について検討する。 	D
	第4条 (2)	<p>①取組内容 委員長が委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行う。</p> <p>②問題点 議案等の事前説明は、委員長の他に副委員長にも必要。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案等における審査内容等を必要に応じ、正副委員長への事前説明を求める。 	B
	第4条 (3)	<p>①取組内容 なし</p> <p>②問題点 自由討議が行われていない。自由討議が活発になれば、委員長報告の内容も充実する。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での自由討議実施に向けて検討する。 ・討議を行った際はその内容を委員長報告に加える。 ・委員長報告は委員長自らが作成する。 	C
	第4条 (4)	<p>①取組内容 特別委員会の委員長報告の実施</p> <p>②問題点 原特委員会は視察が中心となっている。勉強会など研修の場が必要。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的に沿った効果的な手法・取り組みを行っているかを検証する。 	B
議長及び議員の活動原則	第5条 (1)		評価対象外
	第5条 (2)		評価対象外
	第5条 (3)		評価対象外

	第5条 (4)		評価 対象外
議員研修の 充実強化	第6条2	<p>①取組内容 議員研修会の開催</p> <p>②問題点 広い分野からの講師の招へいや地元在住の方との懇談会の開催も必要。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会を積極的に開催し、その後総括を行う。 ・町内各種団体との勉強会を開催する。 ・先進地の自治体議員・職員を講師として研修会を開催する。 	C
議員の政治 倫理	第7条	<p>①取組内容 政治倫理条例制定【H20～】</p> <p>②問題点 倫理条例の内容について現状と乖離している部分がある。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理条例及び規則について内容を検証し、今後見直しも含めて検討する。 	B
町民参加及 び町民との 連携	第8条2	<p>①取組内容 HP等により日程を周知する。</p> <p>②問題点 委員会が公開となっていない。資料の事前周知が足りない。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の原則公開について検討する。 ・資料の周知範囲及び方法について検討する。 	C
	第8条3	<p>①取組内容 参考人及び公聴会制度の活用。</p> <p>②問題点 積極的に活用すべきだか、十分活用されていない。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会において実績を報告し、制度の熟知を図る。 	C
	第8条4	<p>①取組内容 なし (議会報告会は、コロナ禍により延期中)</p> <p>②問題点 議会報告会が行われていない。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、速やかに報告会を実施する。(人数制限や会場に配慮) 	D

議会広報の充実	第9条2	<p>①取組内容 議会だよりの発行、ケーブルTV議会中継、HP掲載等</p> <p>②問題点 町民の関心度、意向が不明。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会への関心度や意向を把握するためのアンケート調査実施に向けて検討し、議会広報の更なる充実を図る。 	C
議会、議員及び町長等執行機関の関係	第10条2	<p>①取組内容 質問や質疑を一問一答方式で実施可能【R1年第2回定例会～】</p> <p>②問題点 大項目を一つの質問として取り扱っており、一括質問一括答弁方式とあまり変わらない。小項目毎に実施すべき。議員、執行機関ともに馴れていないため、議論が不十分である。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の見直しや十分に議論できる仕組みなどについて、執行機関と協議する。 	B
	第10条3		評価対象外
	第10条4	<p>①取組内容 各種審議会委員等の選任に関し、参画も含め議員協議会で協議している。</p> <p>②問題点 現在30団体中27団体の委員等に就任しており、協議不十分である。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就任に関し、一律に制限せず、必要性等を十分に協議し決定する。 ・各種会議に出席した議員は、全員協議会等で内容を報告する。 	D
政策等形成過程	第11条2	<p>①取組内容 なし</p> <p>②問題点 政策等形成過程を論点として審議していない</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議の際の仕組みやルールについて検討する。 ・議員協議会等で議案についての事前研修会を開催する。 	D

議決事件の 拡大	第12条	<p>①取組内容 「志賀町総合計画にかかる基本構想」について議決事件として追加済み。</p> <p>②問題点 議決事件の更なる拡大が必要だが、それに伴う議員の資質向上も課題。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決事件（事項）の更なる拡大に向けて検討する。 防災計画、総合戦略等 	B
自由討議による合意形成	第13条2	※第3条（2）と内容が重複	評価対象外
	第13条3	<p>①取組内容 なし</p> <p>②問題点 自由討議を行っていない。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条（2）及び第4条（3）と同様に自由討議実施に向けて検討する。 	D
災害時の対応	第14条2	<p>①取組内容 災害時活動指針作成済み。</p> <p>②問題点 訓練未実施。</p> <p>③改善策・今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練体制を整え、定期的に訓練を行う。 ・災害活動指針に不備があれば、適宜修正を行う。 	C
議会事務局の体制整備	第15条2		評価対象外
議員定数	第16条2		評価対象外
議員報酬等	第17条2		評価対象外

（2）検証評価の概要（全32項目）

- A よくできている （達成率8割以上）・・・ 該当なし
- B できている （達成率5割程度）・・・ 5項目
- C 検討（努力）が必要（達成率3割以下）・・・ 8項目
- D 殆どできていない（取組なし）・・・ 7項目
- 評価対象外・・・ 12項目

4 今後の重点取り組みについて

今回の検証を踏まえ、今後重点的に取り組む必要があるものについて、以下のとおり提案します。

(1) 自由討議（議員間討議）の実施について

議会が政策形成機能を発揮するには、議員間討議の機会を増やし、充実させることが重要であり、具体的には委員会において重要議案の意見決定前に委員間で討論を行うこと。また執行機関と討議時間確保のための日程調整や説明員の人数制限等を協議のうえ、議員相互の討議を中心に行うことが必要である。

(2) 傍聴者への資料提供の拡充について

町民の傍聴意欲を高め、議会の重要性・必要性を認識してもらう観点から、議会傍聴者に対して、会議出席者と同様の資料を配付することを執行機関と協議し、町ホームページ等で会議資料の掲載を行うなど、資料提供の拡充を図る必要がある。

(3) 委員会の原則公開について

議会活動を積極的に公開し、町民に開かれた議会運営を行うため、秘密会とする場合を除き、委員会の原則公開を行う必要がある。公開にあたっては、傍聴席の確保、会議資料の公開範囲、委員会中継等について執行機関と協議を行う。

(4) 議会報告会の開催について

広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提言を行うため議会報告会の開催に向けて準備を進めていたが、今般のコロナ禍により延期となっている。開催の際は、参加人数の縮小やオンラインの活用も検討するなど、新型コロナウイルス感染症対策を万全にして早期の開催を目指す。

(5) 議員研修の充実強化について

議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修会を積極的に行う必要がある。各種団体との懇談会（勉強会）では、会場の選定や人数制限などを考慮し、講師派遣においてもオンラインの活用など、新型コロナウイルス感染症対策を万全にして積極的に開催する。

(6) 議会広報の充実について

町政にかかる論点・争点の情報を町民に対して周知する観点から、議会だよりの発行、町ホームページの掲載など多様な広報手段を用いて情報提供に努めている。しかしながら、町民の関心度や意向が不明なことから、住民へのアンケート調査を行い、議会広報の更なる充実を図る必要がある。

(7) 議会災害訓練の実施について

町内で大規模災害（原子力災害を除く）が発生した場合の議会のとるべき対応を示した災害時の活動指針に基づき、訓練体制や問題点等の検証を行うため、年1回の定期的な訓練を行う必要がある。

5 むすびに

今回の検証作業では、議会基本条例が策定されて間もないこともあり、殆どの項目において目的を達成しておらず、今後の検討課題が多くありました。

しかしながら、各委員から問題点や今後の改善策等について活発な意見が交わされたことは、議会基本条例の認識を深め、議会運営の課題を把握するうえでも大変有意義な協議となりました。

また、二元代表制の一翼を担う議会として、行政監視機能に加え、政策立案機能の強化に取り組むことの重要性について具体的な協議ができたことは、今後につながる大きな前進でありました。

議会基本条例は議会における最高規範であり、さらに町民の負託に応えられる議会となるためには、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、今後も定期的な検証を行いながら、議会改革を行う必要があります。

特に委員会の公開と併せて傍聴者への資料提供や議会報告会の開催は、開かれた議会として、町民に分かりやすい情報発信と情報収集を行うことにより、議会を身近に感じて頂き、またそれらが議会の活性化に繋がるものであり、今後、執行機関と協議が必要なものは内容を精査しながら、早期に実現できるよう取り組んでいきます。

[資料]

○志賀町議会基本条例

平成31年3月15日

条例第13号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理（第3条―第7条）
- 第3章 議会と町民との関係（第8条・第9条）
- 第4章 議会と行政との関係（第10条―第12条）
- 第5章 議員相互の討議（第13条）
- 第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条・第15条）
- 第7章 議員定数・報酬等（第16条・第17条）
- 第8章 他の条例との関係及び見直し手続（第18条・第19条）

附則

我が国の憲法と地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する機関として、地方公共団体の設置を定めている。

志賀町議会は、地方分権時代における二元代表民主制のもと、執行機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、議会機能の強化を図っていく必要がある。

よって、志賀町議会は、地方自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、町民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、地方自治の本旨の実現に取り組むものとする。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たすものとする。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政にかかる様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たすものとする。

4 議会は、広く町民の意思を的確に把握し、町政に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組むものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。
- (2) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し、運営すること。
- (3) 志賀町議会傍聴規則（平成17年志賀町議会規則第2号）に定める町民等の傍聴に関して、資料の提供を行い、町民の傍聴意欲を高めること。
- (4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項にかかる議案若しくは事項を議決又は決定したときは、町民に対して説明すること。
- (5) 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めること。

(委員会の活動原則)

第4条 志賀町議会委員会条例（平成17年志賀町条例第203号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 委員会の審査及び調査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行うこと。
- (2) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務を司ること。
- (3) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。
- (4) 特別委員会の設置は、設置目的及び調査事項を明確にするとともに、調査が終了したときは、速やかに委員長報告を行うこと。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
- (2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。
- (3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て、研修会及び研究会などを積極的に開催するものとする。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、志賀町議会議員政治倫理条例（平成20年志賀町条例第27号）に基づき、議

員は、二元代表民主制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別職の地方公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しないものとする。

第3章 議会と町民との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報を公開し、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会の日程並びに議事を事前に町民に周知するものとする。
- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映するものとする。
- 4 議会は、議会報告会を毎年開催し、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提言を行うものとする。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政にかかる論点及び争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するものとする。

- 2 議会は、町民参加型の広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つように議会広報活動を行うものとする。

第4章 議会と行政との関係

(議会、議員及び町長等執行機関の関係)

第10条 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）とともに、それぞれの機関の特性を活かし、緊張関係を維持しながら行政を運営するものとする。

- 2 本会議における議員の町長等に対する質疑及び質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 本会議において一問一答により質問等を受けた町長等は、議長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。
- 4 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする。ただし、政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りでない。

(政策等形成過程)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策又は判断すべき事項（以下「政策等」という。）の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策等形成過程を論点として審議するものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等

- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点並びに争点を明確にし、執行後を想定した審議を行うものとする。

(議決事件の拡大)

第12条 町民の直接選挙によって選ばれる町長及び議会議員によって構成される議会が、ともに町政における重要な計画等の決定に公平に参画する観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、志賀町総合計画にかかる基本構想とする。

第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第13条 議員間で活発な討議を行う場合は、委員会及び全員協議会への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案、請願、陳情及びその他の事件を審議し、結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

3 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行うものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(災害時の対応)

第14条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を有することから、あらかじめ町長と協議するものとする。

第7章 議員定数・報酬等

(議員定数)

第16条 議員定数は、志賀町議会議員の定数を定める条例（平成17年志賀町条例第37号）で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、人口、面積、財政力、町民意見等を総合的に判断して、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬等)

第17条 議員報酬及び期末手当は、志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年志賀町条例第42号）で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、議会が有する役割、責任、町民意見、志賀町特別職報酬等審議会の意見、本町の財政状況等を総合的に判断して、適正な議員報酬を決定するものとする。

第8章 他の条例との関係及び見直し手続

（他の条例等との関係）

第18条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則、訓令若しくは告示を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

（条例の見直し）

第19条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（志賀町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止）

2 志賀町議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年志賀町条例第30号）は廃止する。